

**令和6年度心のバリアフリー推進事業委託業務
企画提案募集要項**

1 委託業務名

令和6年度心のバリアフリー推進事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託業務の背景及び目的

県では、平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」（以下「共生社会条例」という。）を施行し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会（インクルーシブ社会）の実現を目指している。

本委託業務は、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供等を規定している障害者差別解消法及び共生社会条例の理念・内容、心のバリアフリー等について普及啓発し、障害及び障害のある人に対する理解促進を図るとともに、障害を理由とする差別等に関する相談員を対象とした研修等を実施し、地域住民への障害理解促進に資する取組の推進を図る。

また、令和4年7月から沖縄県で導入したパーキングパーミット制度（沖縄県ちゅらパーキング利用証制度）について、県民や関係機関への普及啓発を図るための広報等を実施する。

4 委託業務の内容

「令和6年度心のバリアフリー推進事業委託業務企画提案仕様書」のとおり

5 委託料上限額

16,962千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 積算にあたっては、上記「企画提案仕様書」に掲げる内容にも留意すること。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第7条第2項に基づく指名停止期

間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当する者でないこと。なお、各項目の要件については、確認のため沖縄県警察本部に照会する場合があります、契約後に該当することが判明した場合には契約を解除するものとする。

ア 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 県内の障害者福祉関連事業者及び団体、地方自治体その他関係団体等に精通し、また幅広いネットワークを有していること。

(7) 今回の委託に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体の代表者が応募を行うこと。

イ 共同企業体の代表者及び構成員は、上記応募資格(1)～(5)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体の代表者又は構成員のいずれかが、応募資格(6)及び(7)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

- オ 共同企業体の構成員は、単体企業として重複応募する者でないこと。
- カ 共同企業体の代表者は、事業目的の達成のため他の構成員との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図ること。

7 応募手続等

- (1) 募集要項等の配布：沖縄県公式WEBサイトへの掲載により配布に代える。
 - ア 掲載期間：公告日から令和6年6月12日(水)まで
 - イ 掲載場所：沖縄県WEBサイトの「公募・入札」及び障害福祉課WEBサイト

- (2) 仕様書等に係る質問
 - ア 受付期間：令和6年5月22日(水)から5月29日(水)17時まで
 - イ 提出方法：障害福祉課代表メール (aa029017@pref.okinawa.lg.jp) あてに別紙「質問書」を送信。
 - ※ 送信メールは、開封確認付きメールとすること。
 - ※ メールのはじめの件名は「令和6年度心のバリアフリー推進事業委託業務質問書」とすること。
 - ※ 回答は、障害福祉課WEBサイトに掲載し、個別の回答は行わない。
 - ※ 最終回答は令和6年5月31日(金)17時までに行う。

- (3) 応募書類の提出
 - 応募書類の提出は、次により持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。
 - ア 提出期限：令和6年6月12日(水)17時(厳守)
 - イ 提出場所：沖縄県生活福祉部障害福祉課計画推進班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
電話番号 098-866-2190
 - ウ 提出書類：8に定める書類

8 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書 【様式1】
- (2) 企画提案書 【様式2】
- (3) 会社概要(組織図、業務内容、資格等) 【様式3】
- (4) 積算書 【様式4】
- (5) スケジュール表 【様式5】
- (6) 執行体制 【様式6】

(7) 実績書 【様式7】

(8) 誓約書 【様式8】

(9) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

※ (3)、(7)、(8)については、共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること。

※ (4)については、各積算費目の内訳と単価を記載、各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記すること。

※ (7)については、担当者の業務実績も記載すること。

※ 提出資料は、書類左側にファイル用の穴あけを行うこと。

※ 提出部数：8部（正本1部、副本7部）

9 企画提案書等の審査

(1) 第一次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合は障害福祉課内において、企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行った上で、上位3者程度を選定する。選定された応募者に対しては結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった応募者に対しては結果のみをEメールで通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行った上で、最も優れた提案者を選定する。

ア 日時：令和6年6月26日（水）10時～12時（予定）

イ 場所：第一次審査の結果通知の際に通知する。

ウ 留意事項：

(ア) 提出された企画提案書によりプレゼンテーションを実施する。

(イ) 時間配分は、プレゼンテーション15分、質疑10分程度とする。

(ウ) 審査会場への入場者は3人以内とする。

(エ) プレゼンテーションにおいては、提出した企画提案書を用いて説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(オ) 新型コロナウイルス等の感染症の状況によっては、第二次審査をオンラインとする場合又は第二次審査を実施せず書類審査のみとする場合がある。

10 公募スケジュール

(1) 公募開始 公告日

(2) 質問受付期間 5月22日（水）～5月29日（水）17時

- (3) 質問回答・・・・・・・・・・・・・・ 5月31日（金）17時まで
- (4) 公募締切・・・・・・・・・・・・・・ 6月12日（水）17時
- (5) 第一次審査結果通知・・・・・・・・・・ 6月17日（月）【予定】
- (6) 第二次審査・・・・・・・・・・・・・・ 6月26日（水）10時～12時【予定】
- (7) 第二次審査結果通知・・・・・・・・・・ 7月1日（月）【予定】
- (8) 見積書提出、委託契約締結・・・・・・ 7月中旬【予定】

11 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 募集要項に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、原則認めない。
- (3) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (5) 事業者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (6) 事業者の選定に関する異議申立て等は受け付けない。
- (7) 事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価して決定する。このため、事業実施にあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案した内容の全てを実施できることが保証されるものではない。また、必要に応じて事業実施に係る条件を付すことがあることに留意すること。

(8) 1 法人（又は1 共同企業体）あたり、提案は1 件とする。

(9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12 問い合わせ、書類提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁3階

沖縄県生活福祉部 障害福祉課

計画推進班（担当：山城）

電話：098-866-2190 ファックス：098-866-6916

メール：aa029017@pref.okinawa.lg.jp